

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(防 災 課)

ページ
一

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一第二号(一)中「二百六十二万円」を「二百六十六万円」に改め、同表第二号(三)中「千八十円」を「千百十円」に改め、同表第三号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯の区分	金額
夏季(四月から九月まで)	一人世帯	一八四 円
	二人世帯	二、七 円
	三人世帯	三、九 円
	四人世帯	四、八 円
	五人世帯	五、〇 円
冬季(十月から三月)	一人世帯	三、四〇〇 円
	二人世帯	三、五〇〇 円
	三人世帯	三、六〇〇 円
	四人世帯	三、七〇〇 円
	五人世帯	三、八〇〇 円

五人を超える世帯
五三、〇〇〇円
に五人を超え一人増すことに七
八〇〇円を加算
した額
八〇、九〇〇円
に五人を超え一人増すことに一

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) (金曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十八年四月一日

月まで	一、一〇〇円を 加算した額
-----	------------------

(一) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯の 区分	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人を超える世帯
夏季(四月から九月まで)		六〇〇〇円	八二〇〇円	三、一〇〇円	二、四七〇〇円	一、八六〇〇円	一八、六〇〇円に五人を超え一人増すごとに一六〇〇円を加算した額
冬季(十月から三月まで)		九八〇〇円	三、七〇〇円	一八、〇〇〇円	三、四〇〇円	二、七〇〇円	二七、〇〇〇円に五人を超え一人増すごとに二、五〇〇円を加算した額

別表第一六第二号中「五十六万七千円」を「五十七万六千円」に改め、同表八第一号中「児童」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校の生徒」の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、同表八第三号(四)中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表九第三号中「二十万八千七百円」を「二十一万四千四百円」に、「十六万七千円」を「十六万八千三百円」に改め、同表十一第二号中「十三万四千三百円」を「十三万四千八百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社